

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 上松町 (都道府県: 長野県)  
 本事業の担当部署名 企画財政課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	上松町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,700,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通          これまで当町では、「上松町結婚新生活事業」の他、「結婚祝金(現金20万円 商品券5万円分)の支給」を行ってきた。現在、新生活事業の交付実績は0件である一方、5年以上の定住のみを要件とする祝金の支給実績は年間約5件ほどである。両事業ともPR方法は同様であることから、新生活事業の申請数が少ないことには下記の要因が考えられる。          (1) 要件(特に世帯所得)達成のハードルの高さ          (2) 申請の複雑さ(祝金と比較して)          (3) 町内に賃貸住宅が少なく、住宅費(賃料)補助に充て辛い          (2)については申請時のサポート徹底や様式の簡易化の検討を持って対処したい。          (3)については「移住・少子化」について対策していく上で、根本的な弱点であるため、優先課題として捉えて改善を図っていききたい。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)          &lt;地域における実情と課題&gt;          1965年には10,083人であった当町の総人口は、令和3年12月に至り4,160人まで減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では令和42年に1,268人となる見込みである。上松町地方創生総合戦略の策定に伴い、令和2年度に実施した住民意識調査では、町内独身者の53%が「いずれ結婚するつもり」とし、県や町が取り組むべきこととして38%が「結婚祝い金などの経済的支援」を挙げた。また、結婚後の子育てにおいても必要な支援として57%が「費用援助」を選択していることから、住民の結婚・子育てにおいて町からの「経済的支援」は大きな期待を込められた重要な要素であることがわかった。          以上のことから、制度を整えることによって、経済的な問題により結婚を躊躇う町民へ支援を行っていく必要がある。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;          上松町総合戦略(令和3年6月策定)における基本目標3「安心して子育てができる まちづくり」において下記の各項目を設けてこれに取り組んでいる。          ①結婚の望みをかなえる 結婚支援・出会いの場などの結婚支援          ②安心して産むことのできる 出産時の支援          ③多様なニーズに対応した 保育サービスの充実          ④町民の健康を実現する 切れ目のない保健対策の実施          当事業は、上記取組の①に位置づけられる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	○ 夫婦の合計所得が500万円未満	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	○ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
29歳以下の場合	○ 各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	○ 各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
○	家賃	○	住宅購入費用
○		○	リフォーム費用
○		○	引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦の双方共に町税等の滞納がないこと。</li> <li>・補助金の申請日から5年以上居住する意思を有すること。</li> </ul>			

2. 申請見込

①新規世帯見込	5	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

【39歳以下】 1世帯 × 30万円(補助上限額) × 2/3(補助率) = 200千円  
 参考: 令和5年 夫婦共に39歳以下かつ、どちらかが30歳以上の対象婚姻件数 1件  
 【29歳以下】 4世帯 × 60万円(補助上限額) × 2/3(補助率) = 1600千円  
 参考: 令和5年 夫婦共に29歳以下の対象婚姻件数 3件

※税務部局への照会により、世帯所得500万未満と想定する夫婦のみを抽出して計上

【増額の理由】申請見込み数の増加による追加申請(R6.10月時点で申請見込数が当初の申請見込数に達したため)

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	1 世帯
~12月(実績)	0 世帯
1月~3月(見込)	1 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	4 世帯 × 600,000 円 =	2,400,000	円
(その他)	1 世帯 × 300,000 円 =	300,000	円
	(継続補助)	0	円
	合計	2,700,000	円

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

- ・町広報誌に事業内容を掲載。
- ・役場窓口で婚姻届が提出された際にチラシと様式を夫婦に手渡す。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	婚活イベント等をきっかけとした婚姻数		組	1(令和7年)	1(令和5年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			0.79(令和4年度)	
	婚姻件数		件	5(令和5年)	
婚姻率			1.21(令和5年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	75	0
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	0	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長野県の公共施設・関係機関等でのチラシ配布を行うとともに、県ウェブサイトで広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内の商店や若者によるまちづくり委員会等を通じて事業の宣伝を行う。				